

一体性について

公職選挙法における特別区の特例に関する規定の変遷

1 公職選挙法（昭和 25 年 4 月 15 日公布、法律第 100 号）の制定

特別区の特例を規定

（特別区の特例）

第二百六十六條 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。但し、第九條((選挙権))第二項及び第三項並びに第二十六條((補充選挙人名簿の調製))第二項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以来市町村の区域内」とあるのは「三箇月以来特別区の存する区域内」と読み替えるものとし、第二十條((基本選挙人名簿の調製))第一項及び第二十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以来その市町村の区域内に住所を有する」とあるのは「三箇月以来特別区の存する区域内に住所を有し、且つ、その日においてその特別区内に住所を有する」と読み替えるものとする。

公職選挙法最新地方選挙法規解説（参議院法制局第二部第一課長菊井三郎、(株)国際聯合通信社、昭和 26 年 2 月）14 ページ、第 9 条の説明部分

「選挙権をもつためには三箇月以上その市町村の区域内に住所をもっていることが必要である（九）。

これは、地方公共団体の区域に或る期間居住して始めてその団体と隣保互助の関係が生ずるからで、この三箇月の期間は選挙権をもつための要件である。」

公職選挙法逐条解説（自治省選挙課長山本悟、同管理課長鈴木博、政経書院、改訂新版昭和 42 年 2 月）61、62 ページ

ところで地方自治法第十条及び第十一条では、市町村の区域内に住所を有する者を「住民」とし、そこでは住所を有する「期間」について何らふれられていない。これに対し、地方自治法第十八条及び本条において特に三箇月という期間を要件としたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁関係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからであろう。もっともこの住所期間は、従前のように二年あるいは一年という比較的長期間であればともかく、今日のように三箇月ということになると、実質的意味は少なくなり、現実的には選挙人名簿登録のための住所要件たる三箇月という期間と一致させて取扱いを便ならしめたものと見るべきであろう。

2 第 266 条の一部改正（昭和 27 年）

地方自治法の一部を改正する法律（昭和 27 年 8 月 15 日公布、法律第 306 号）

附 則

18 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六條中「市に関する規定」の下に「**（市長の選挙に関する規定を除く。）**」を加える。

参考

（特別区の特例）

第二百六十六條 この法律中市に関する規定**（市長の選挙に関する規定を除く。）**は、特別区に適用する。但し、第九条《選挙権》第二項及び第三項並びに第二十六条《補充選挙人名簿の調製》第二項の規定の適用については、これらの規定中「**三箇月以来市町村の区域内**」とあるのは「**三箇月以来特別区の存する区域内**」と読み替えるものとし、第二十条《基本選挙人名簿の調製》第一項及び第二十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「**三箇月以来その市町村の区域内に住所を有する**」とあるのは「**三箇月以来特別区の存する区域内に住所を有し、且つ、その日においてその特別区内に住所を有する**」と読み替えるものとする。

公職選挙法逐条解説（自治省選挙課長山本悟、同管理課長鈴木博、政経書院、改訂新版昭和 42 年 2 月）1405 ページ

市長の選挙に関する規定を除くのは、従来、特別区の区長も公選されていたのであるが、昭和二十七年八月地方自治法の一部を改正する法律で、特別区の区長は特別区の議会の議員の選挙権を有する者の中から特別区の議会が都知事の同意を得てこれを選任することとされたからである。

3 第 266 条に第 2 項を追加（昭和 37 年）

公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和 37 年 5 月 10 日公布、法律第 112 号）

（公職選挙法の一部改正）

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六條に次の一項を加える。

2 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域に

において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。

4 第 266 条第 1 項ただし書の改正（昭和 39 年）

公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 39 年 7 月 10 日公布、法律第 164 号）

第二百六十六条第一項ただし書中「《補充選挙人名簿の調製》第二項」を「《補充選挙人名簿の調製》第三項」に改める。

5 第 266 条第 1 項ただし書を削除（昭和 41 年）

公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 41 年 6 月 1 日公布、法律第 77 号）

第二百六十六条第一項ただし書を削る。

附 則

（選挙権等を有していた者の経過措置）

第三条 施行日の前日に特別区の区域内に住所を有している者で、その属する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙権又は被選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き当該特別区の区域内に住所を有していた期間が三箇月未満のものは、改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第九条第二項の規定にかかわらず、当該特別区の区域内に住所を有する間、同項の選挙権又は新法第十条第一項第三号及び第五号の被選挙権を有するものとみなす。改正前の公職選挙法（以下「旧法」という。）第九条第三項又は第二百七十条第一項の規定により施行日の前日において選挙権を有していた者についても、同様とする。

____は削除部分

（特別区の特例）

第二百六十六条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。但し、第九條((選挙権))第二項及び第三項並びに第二十六條((補充選挙人名簿の調製))第三項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以来市町村の区域内」とあるのは「三箇月以来特別区の存する区域内」と読み替えるものとし、第二十條((基本選挙人名簿の調製))第一項及び第二十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以来その市町村の区域内に住所を有する」とあるのは「三箇月以来特別区の存する区域内に住所を有し、且つ、その日においてその特別区内に住所を有する」と読み替えるものとする。

2 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することに

より定めることができる。

参考 国会答弁 - 提案理由の説明

51 - 参 - 公職選挙法改正に関する特別委員会 - 4号 昭和41年4月19日

国務大臣（永山忠則君）

・・・また、天災事変等により住所を移転した者等について認められていた特別選挙権は、この際、整理することとし、さらに、特別区においても選挙人の属する区に三カ月以上住所を有することを名簿の登録要件とすることといたしました。・・・

政府委員（自治省選挙局長 長野士郎君）

・・・それから次に、特別区あるいは特定の市の関係のことでございますが、従来、この十四ページの下の方を見ていただきますとわかりますように、二百六十六条という規定は、特別区におきましては、たとえば、東京都の特別区におきましては、二十三区内に住所があります場合には、そして三カ月以上住所を二十三区の中に持っておりますれば、区内の移転をいたしましても、いつでも登録資格を与えるということになっておったわけでございますが、これをそれぞれの特別区というもので三カ月の住所要件を持たすことのほうが、区会議員の選挙権とのことを考えますと合理的ではないかという意見もございしますので、そこで二十三区を通じて考えるということになしに、それぞれの特別区において三カ月の住所要件が必要だというふうにいたしましたための改正規定でございます。ちょうど二百六十六条の現在の法律は、その特例を書き出すために非常に長いただし書きをつけておったわけでございますが、改正案におきましては、そのただし書きをとってしまいまして、それでそういう関係がはっきりするようにいたしましたわけでございます。その関係によりまして、今度は特定の市、政令指定都市につきましては、逆にその区というものを市と見なしてはいけませんことがはっきりいたしますので、その関係のほうを二百六十九条のほうに加えた改正案になっておるわけでございます。・・・

公職選挙法逐条解説（自治省選挙課長山本悟、同管理課長鈴木博、政経書院、改訂新版昭和42年2月）66ページ

また、特別区については、選挙法の規定を適用する場合には、市と同様に扱うことが原則とされているが（法二六六）その例外として、従来は、選挙権取得要件および選挙人名簿登録要件たる三箇月の住所要件については、特別区の有する区域、つまり東京都二十三区内で通算されることになっていた（旧二六六ただし書）。すなわち東京都二十三区内で住所を移転した者は、通算して引き続き三箇月以上東京都二十三区内に住所を有していれば新居住地の区に三箇月以上いない場合でも、年齢要件をみれば、東京都知事および都議会議員の選挙権はもちろん新居住地の区議会議員の選挙権も有するものとされており、したがって、その者は、その区の実住人名簿にも登録されることができるものとされていたのである。

しかしながら、区議会議員の選挙権について、このような特別な取り扱いをする

合理的な理由はなにもなく、むしろ、独立の議会を構成している区議会議員は、他の市町村議会議員とその性格は何らかわるところがないのであつて、この点から考えると、このような特例は、必ずしも合理的なものということとはできない。さらに、このような特例に該当する数は極めて多く、かつ複雑な住居移転もかなり多くて、そのために、前住所地から引き続き三箇月以上東京都区内に住所を有していたものかどうかの調査確認が困難であり、選挙人名簿が不正確なものとなっていたのが実状であった。そこでこのような合理性にとぼしい、むしろ弊害のあった特別区の特例についても、永久選挙人名簿制度の採用の機会に整理された。

6 第 266 条第 1 項の改正（昭和 49 年）

地方自治法の一部を改正する法律（昭和 49 年 6 月 1 日公布、法律第 71 号）

附 則

（公職選挙法の一部改正）

第九条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第一項中「(市長の選挙に関する規定を除く。)」を削る。

7 第 266 条第 1 項改正（平成 10 年）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 10 年 5 月 8 日公布、法律第 54 号）

附 則

（公職選挙法の一部改正）

第十条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項((市町村の設置の告示))」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とする。

8 第 266 条第 1 項改正（平成 12 年）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 12 年 5 月 17 日公布、法律第 62 号）

本則中括弧「(())」書を削る。

9 現行条文

(特別区の特例)

第二百六十六条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とする。

2 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。

参考 公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第三十三条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法**第七条第六項**の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行う。

4～5 (略)

参考 地方自治法

第七条(市町村の配置分合及び境界変更)

第二百八十一条の四(特別区の配置分合及び境界変更)